

「千歳市暴力団排除条例」の策定に向けた提言書

平成２５年１０月

千歳市安全で住みよいまちづくり推進協議会

平成25年10月25日

千歳市長 山口 幸太郎 様

千歳市安全で住みよいまちづくり推進協議会
会 長 山口 幸太郎

平成23年10月に暴力団排除条例が全国47の全ての都道府県において施行されることとなり、全国的に暴力団排除の世論が高まっている中、千歳市安全で住みよいまちづくり推進協議会では暴力団排除対策専門部会を設置し、殺人や強盗などの凶悪犯罪のほか、恐喝や覚せい剤等の密売などのさまざまな犯罪を引き起こし、一般市民の日常生活や経済取引にも介入するなど、市民社会の大きな脅威となっている暴力団の千歳市からの排除対策について、研究・検討を行ってまいりました。

部会では、特に道内3分の2以上の自治体で暴力団排除条例を制定している状況を踏まえ、千歳市における条例制定の必要性、条例で規定すべき事項及び条例制定後の運用の在り方についてを協議事項とし併せて条文の内容について議論を重ねた結果、千歳市安全で住みよいまちづくり推進協議会として次のとおり提言を行うものです。

この提言の趣旨が「(仮称) 千歳市暴力団排除条例」に反映され、条例の施行により、千歳市が暴力団の脅威のない安全なまちになっていくことを切に望みます。

記

1 条例制定の必要性について

暴力団は、市民生活の場に深く侵入し、暴力やこれを背景とした資金獲得活動によって、市民や事業者に多大な脅威を与えています。安全で平穏な市民生活を確保し、及び地域経済の健全な発展のために社会全体で暴力団を排除することが求められており、既に、平成23年4月から「北海道暴力団の排除の推進に関する条例」が施行されています。

道条例では、道の公共事業等から暴力団を排除したり、道の公の施設が暴力団の活動に利用させないようにしたりすることが規定されていますが、千歳市の事務事業や公共施設に対しては規定がないことからこれを補完し、また、事業者や市民が暴力団との関係を断ち切るために、市の条例の制定が必要であると考えます。

この条例の施行が、従来の「警察対暴力団」という構図から「社会対暴力団」という構図への転換を実現するための「強力な武器」になることを期待しています。

2 条例で規定すべき事項について

今回の暴力団排除条例は、暴力団に利益を供与してその活動を支える事業者に対しても規制を加えるものであり、暴力団が活動する土壌そのものを変えていこうとするものであります。

すなわち、これまでは暴対法等の各種法令によって、暴力団を直接取り締まってきましたが、併せて暴排条例により暴力団が活動する土壌、環境を改善させることによって、暴力団に流れていく資金・人等の栄養分を遮断して、組織を衰退させることが条例の狙いであります。そのため、暴排条例では、市の責務、市民の責務及び禁止事項並びに事業者の責務等を定め、それぞれが連携及び協力して暴力団との関係遮断を図るなど、社会全体で暴力団排除活動を推進することを規定することが必要と考えます。

3 条例制定後の運用の在り方について

市民全体の意識を変えるための啓発が重要であるため、暴力団の排除に対する理解を深め、暴力団の排除に取り組む気運を醸成するため、広報その他の必要な啓発活動を行うことが必要と考えます。

4 条文に盛り込むべき事項

第1 条例の目的

条例の目的として、①暴力団の排除に関し、基本理念を定めること、②市民、事業者及び市の役割を明らかにすること、③暴力団の排除に関する施策等を定めること、これらのことにより、暴力団の排除を推進し、もって市民の安全で平穏な生活を確保し、地域経済の健全な発展に寄与することを定めます。

第2 用語の定義

条例において用いる用語の意義を定めます。具体的には、「暴力団」、「暴力団員」及び「暴力団の排除」など、条例に定める内容に応じて必要な定義を行います。

第3 基本理念

暴力団の排除は、「暴力団を恐れないこと」、「暴力団に資金を提供しないこと」、「暴力団を利用しないこと」を基本として、推進されるべきことを定めます。

また、暴力団の排除は、市、市民、事業者及び関係機関等が相互に連携及び協力し、社会全体で行われるべきことを定めます。

第4 市の責務

市は、基本理念にのっとり、北海道及び関係機関等と連携を図り、暴力団の排除に関する施策を推進することを定めます。

第5 市民等の責務

市民及び事業者は、基本理念にのっとり、暴力団の排除のための活動に相互に連携して取り組み、暴力団を利用することとならないよう努めるとともに、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めることを定めます。

第6 市の事務事業に係る措置

市が発注する建設工事その他の市の事務又は事業の執行により暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することがないように、市は、暴力団員又は暴力団関係事業者について、市が実施する入札に参加させない等の必要な措置を講ずべきことを定めます。この「暴力団関係事業者」は、暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者とします。

また、市は、事務事業に係る契約の相手方に対しても、下請契約その他の当該契約に関連する契約の相手方から暴力団関係事業者を排除するために必要な措置を講ずるよう求めることを定めます。

第7 公共施設の使用等に係る措置等

市は、その設置する公共施設が暴力団の活動に利用されないようにするために必要な措置を講ずべきことを定めます。

第8 市民等に対する支援

市は、市民及び事業者が暴力団の排除に関する活動に自主的に、かつ、相互に連携して取り組むことができるよう、市民及び事業者に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うべきことを定めます。

また、市は、市民等が安心して活動に取り組めるよう警察と緊密に連携し、その安全の確保に努めるべきことを定めます。

第9 青少年の育成に対する支援

市は、青少年が暴力団に加入せず、暴力団員による犯罪の被害を受けないようにするための指導、助言その他必要な措置が適切に行われるよう、青少年の育成に携わる者に対し必要な支援を行うべきことを定めます。

第10 啓発活動

市は、市民及び事業者の暴力団の排除に対する理解を深め、及び暴力団の排除に関する活動に取り組む気運を醸成するため、広報その他の必要な啓発

活動を行うべきことを定めます。

第 1 1 威力利用の禁止

市民は、債権の回収、紛争の解決等に関して暴力団員を利用し、又は自己が暴力団と関係があることを認識させて相手方を威圧する等の暴力団の利用をしてはならないことを定めます。

第 1 2 利益供与の禁止

市民は、暴力団の活動又は運営に協力する目的で、暴力団員又は暴力団が指定した者に対して金品その他の財産上の利益の供与をしてはならないことを定めます。

第 1 3 個人情報収集および提供

市の機関や指定管理者は、この条例の規定に基づき暴力団の排除の措置を講じるときは、当該措置のために必要な個人情報を関係する機関から、必要最小限の範囲で収集し提供できることを定めます。

第 1 4 委任

この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定めることを定めます。

5 条例の名称について

条例の名称については、全国で使用されているものには「暴力団排除条例」、「暴力団排除推進条例」、「暴力団の排除の推進に関する条例」などがありますが、その中からすっきりとして市民にとってわかり易いという理由で、現在、仮称として使用している「千歳市暴力団排除条例」とするのが良いと考えます。